令和７年度
保育園入園のご案内

宝立保育園	珠洲市宝立町春日野甲字８番地１	☎８４－１４０８
つばき保育園	珠洲市野々江町ユ部１１番２	☎８２－０１５０
みさき保育園	珠洲市三崎町森腰ラ部１３８	☎８８－２００１

※災害復旧のため当面の間、つばき保育園のみ利用可能となります。

珠洲市福祉課　子育て支援係

珠洲市上戸町北方１字６番地の２　☎８２－７７４７

◆保育園とは

保育園とは、就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって児童を保育する児童福祉施設です。保護者のいずれもが保育を必要とする事由のいずれかに該当することにより、児童を保育することができないと認められる場合に、入園することができます。

◆認定こども園とは

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。
珠洲市では平成 27 年度から「保育所型認定こども園」としてお子さんをお預かりしています。

▼支給認定の種類

認定申請兼入園申込をします。申請により、「保育の必要性」に応じて、認定区分ごとの認定を受ける必要があります。その後、市から認定証が交付されます。

支給認定区分	対象となる子ども
１号認定	満３歳以上の小学校就学前で、２号認定以外の子ども
２号認定	満３歳以上の小学校就学前で、保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども
３号認定	満３歳未満で保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども

▼利用申請できる方

１号認定……以下の制限なし。※両親とも就労していても１号認定を受けて利用することができます。
２号・３号認定…次のいずれかに該当する場合に利用することができます。

⑴就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など）
⑵妊娠・出産（妊娠中・出産後）
⑶保護者の疾病、障がい
⑷同居または長期入院などをしている親族の介護・看護
⑸災害復旧
⑹求職活動（90 日間）
⑺就学（大学、専門学校、職業訓練校など）
⑻虐待やＤＶの恐れがある場合
⑼育児休業取得中に、既に保育を利用しているお子さんがいて、継続利用が必要であること
⑽その他、上記に類する状態として市が認める場合

▼教育標準時間

１号認定：月曜日から金曜日の８時から１３時まで

▼保育標準・短時間

「就労」(２号、３号認定)を理由とする利用の場合、次のいずれかに区分されます。

区分	利用できる保育時間
保育標準時間（フルタイム就労を想定）	１日最長１１時間(7 時 30 分から 18 時 30 分まで)
保育短時間（パートタイム就労を想定）	１日最長８時間(8 時から 16 時まで)

※「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間は、１か月あたり４８時間です。
※保育短時間は１６時で終了しますが、送迎時間を考慮し**１６時３０分以降から時間外保育料が発生**します。

▼入園手続き

【申込方法】

「教育・保育給付認定申請書兼入園申込書」及び関係書類を記入し、提出してください。

※マイナンバーカードをお持ちの申請者（保護者）は右記 QR コードを読み取って電子申請できます。申請には世帯員全員のマイナンバーの入力が必要なほか、申請者本人であることを確認するため、マイナンバーカードによる電子署名が必要です。

1．受付期間　**令和６年１０月１５日（火）から令和６年１０月３１日（木）まで**

※年度途中に入園を希望する場合も上記の受付期間中にお申し込みください。

2．提出先　　つばき保育園または福祉課子育て支援係

3．必要書類

①教育・保育給付認定申請書兼入園申込書

児童及び保護者のマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。

②保育を必要とすることを証する書類

就労	就労証明書（育児休業を含む）（65 歳未満の同居家族）
妊娠・出産	母子健康手帳の表紙と出産予定日が記載されたページの写し
疾病・障がい	医師の診断書、障がい者手帳の写し
介護・看護	介護保険被保険者証、医師の診断書
求職活動	求職活動状況申告書、求職活動報告書、ハローワークカード
就学	在学証明書

※書類は子どもと同一世帯に属し、生計を一にしている扶養義務者分必要です。
また、状況に応じて上記以外の書類などの提出を求めることがあります。

【入園決定】

入園申込書等の提出書類をもとに教育・保育給付認定を行い、保育を必要とする事由等を総合的に判断し、入園の可否を決定します。

【入園決定後の注意】

次のような場合は、申込中・入園中を問わず、保育園または福祉課子育て支援係までご連絡ください。

- 転出(転居)するとき
- 就労先、就労時間等に変更があったとき
- 離婚、再婚、生活保護等世帯の状況に変更があったとき
- 産休、育児休業等に入るとき
- 所得税申告(確定、修正、訂正)等で所得税額に変更があったとき
- その他、提出書類に変更があったとき

▼広域入所（管外保育）

珠洲市に住民登録がある児童が、保護者の勤務等の都合で珠洲市外の保育所等への入所を希望する場合は、福祉課子育て支援係までお問い合わせください。

珠洲市と他市町村との協議により入所が決定しますが、他市町村の事情によって入所できない場合もあります。

▼保育料算定について

・保育料は、子どもと同一世帯に属し生計を一にしている扶養義務者分の市民税所得割課税額の合計額に基づき算定します。

・年齢は、年度当初が基準になります。
年度途中で３歳になっても、年度末まで保育料は変更になりません。

・令和元年１０月から施行された保育料無償化により、３歳以上児（１号、２号）の保育料は無償になりますが、給食費は別途徴収になります。

【保育料（３号）】※給食費（主食費、副食費）も含まれます

階層区分		保育料			
		保育標準時間		保育短時間	
		月から金曜日	月から土曜日	月から金曜日	月から土曜日
1	生活保護世帯	０円	０円	０円	０円
2	市民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	０円	０円	０円	０円
	市民税非課税世帯	０円	０円	０円	０円
3	市民税所得割課税額 48,600 円未満（ひとり親世帯等）	7,200 円	9,000 円	6,800 円	8,500 円
	市民税所得割課税額 48,600 円未満	14,400 円	18,000 円	13,600 円	17,000 円
4	市民税所得割課税額 77,101 円未満（ひとり親世帯等）	7,200 円	9,000 円	7,200 円	9,000 円
	市民税所得割課税額 97,000 円未満	17,600 円	22,000 円	16,800 円	21,000 円
5	市民税所得割課税額 169,000 円未満	22,400 円	28,000 円	21,600 円	27,000 円
6	市民税所得割課税額 301,000 円未満	25,600 円	32,000 円	24,800 円	31,000 円
7	市民税所得割課税額 397,000 円未満	29,600 円	37,000 円	28,800 円	36,000 円
8	市民税所得割課税額 397,000 円以上	31,200 円	39,000 円	30,400 円	38,000 円

▼多子世帯の保育料軽減について

〇満１８歳以下の児童を３人以上養育する世帯

・第３子以降無料

・４階層の一部（市民税所得割課税額 57,700 円未満）以下の第２子無料
（ひとり親世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯は、77,101 円未満）

・同時入園２人以上：第２子半額

【給食費（副食費）：１号、２号】

認定区分	月額副食費	
	月曜日～金曜日	月曜日～土曜日
１号認定	４，２００円	―
２号認定	４，２００円	５，２５０円

※１食あたり　２１０円

▼副食費の軽減について

・年収 360 万未満相当世帯は無料となります。

▽保育料、給食費の支払方法

保育を実施した翌月の１０日(土、日、祝日の場合は翌営業日)に指定口座から引き落とされます。前日までに残高をお確かめください。

取扱金融機関：北國銀行、北陸銀行、興能信用金庫、北陸労働金庫、能登農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行

▼保育内容等

★時間外保育・・・保護者の勤務状況を考慮して、保育を実施します。

区分	料金（子ども１人あたり）
１号認定（１３時～１６時３０分）	２００円／時間
短時間保育（７時３０分～８時）	１００円／回
〃　（１６時３０分～１８時）	２００円／時間
〃　（１８時～１９時）	３００円／時間
標準時間保育（１８時３０分～１９時３０分）	２，５００円／月または、３００円／時間

★土曜保育　・・・・土曜日１日勤務のため、家庭で保育できない場合、保育を実施します。

★一時預かり保育・・保護者が疾病等のため家庭で保育ができない場合、一時的にお子さんを預かります。
原則として１週間につき３日間、１か月につき 12 日間まで。
月曜日から土曜日までの午前８時から１６時３０分まで。

（上段：在宅児童、下段：２号・３号認定）

区 分		半日	１日	給食費	延長保育料（１６時３０分以降）
０歳児		1,000 円	2,000 円	260 円	200 円/時間（免除対象外）
		500 円	1,000 円	260 円	
１歳児～２歳児		900 円	1,800 円	260 円	
		450 円	900 円	260 円	
３　歳以上児	在宅、１号認定	700 円	1,400 円	210 円	
	私的理由	350 円	700 円	210 円	

※2 号・３号認定の平日の一時預かり保育料、給食費が免除されます。
※月曜日から金曜日認定のご家庭の土曜預かりについては、申込書の提出が必要となり、上記料金が発生します。

★マイ保育園・・妊婦や在宅の乳幼児と保護者が「マイ保育園」として登録することにより育児相談や育児体験、一時預かり（3回まで無料）が利用できます。

利 用 日：月曜日から金曜日（土日、祝日除く）
利用時間：８時３０分から１２時３０分まで（昼食含む）

★乳 児 保 育・・生後２か月から入園できます。

★育 児 相 談・・珠洲市子どもセンター「すずキッズランド」で電話相談、来訪相談、訪問相談を行っています。　（☎８２－５４７９）